

報道発表資料

平成18年7月7日

平成18年度 環境技術実証モデル事業 非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術)実証対象技術の募集について

平成18年度環境技術実証モデル事業 非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術)において、温泉旅館等温泉利用施設から排出されるほう素又はふっ素含有排水を対象に実証試験の対象技術を募集致しますので、お知らせします。

1. 背景・経緯

環境技術実証モデル事業(以下、「モデル事業」という。)は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものです。

非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術)では、環境技術実証モデル事業検討会 非金属元素排水処理技術分野ワーキンググループ会合(以下、「WG会合」という。)における検討結果等を踏まえ、「非金属元素排水処理技術(ほう素等排水処理技術)実証試験要領(第2版)」を策定し、平成18年3月6日(月)に公表しました。

非金属元素排水処理技術の普及推進を求める要望は多数みられることから、地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)又は民法第34条の規定に基づき設立された法人(公益法人)及び特定非営利活動法人を対象に、非金属元素排水処理技術分野における実証機関を公募しましたが(公募期間:平成18年3月6日(月)~3月20日(月))、応募団体は0件でした。本年度は、「平成18年度環境技術実証モデル事業実施要領(第4版)」(平成18年4月)に基づき、環境省自らが実証機関を務めることとしました。つきましては、実証試験の対象となる技術を募集致しますので、以下の技術申請要領に従って実証を希望する技術の申請を行ってください。

2. 技術申請要領

(1) 募集対象技術等

a) 募集対象技術

温泉旅館等温泉利用施設から排出されるほう素又はふっ素含有排水処理技術で以下の要件を満たすもの。

- 特に低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易であること。
- 開発中の技術ではなく、商業的に利用可能な技術であること。

b) 募集技術数

2技術(ほう素、ふっ素各1技術)

c) 実証試験実施場所

温泉利用施設において実施(詳細未定)

(2) 申請者の要件

a)

対象となる技術を保有する民間企業であること。

b) 実証試験実施場所を提供できるなど、「非金属元素排水処理技術(ほう素等排水処理技術)実証試験要領(第2版)」(平成18年3月6日)(以下「実証試験要領」)で定められた事項を遵守できること。(なお、ふっ素の取扱については、下記 c) に従ってください。)

c) 実証試験実施要領においてふっ素についても、文中のほう素を適宜読み替えるものとする。ただし、実証試験実施要領中の「表6 目標水質」及び「表7 水質汚濁防止法における排水規制(参考)」については、以下の通りである。

[1]「表6 目標水質」について、ふっ素の水質汚濁防止法における全国一律排水基準は8mg/Lであり、温泉旅館等における排水処理技術(対象技術[1])の目標水質は、「8mg/L以上、50mg/L未満の範囲で実証機関が目標に応じて設定(例:実証試験実施場所における排水(装置への流入水)中のふっ素濃度の半分等)」とする。

[2]「表7 水質汚濁防止法における排水規制(参考)」について、ふっ素及びその化合物の排水規制は水質汚濁防止法を参照すること。

d) 技術実証に関する実証機関の運営方法を定めた「環境技術実証モデル事業 技術実証に係る申請及び実施に関する要領」(別添1)で定められた事項を遵守できること。

(3) 対象技術の申請及び採用決定について

a) 申請方法

本事業に参加希望の企業は、下記の書類を各20部(正本1部、写し19部)ずつ提出願います。(下記5の申請先まで必ず郵送にて申し込みください。)

[1] 申請技術についての資料

- 別添2の技術実証申請書様式(A4サイズ)の各項目について記入したもの
- 申請書に添付する資料(様式自由)

[2] その他(必要に応じて)

b) 申請受付期間

平成18年7月7日(金)～7月28日(金)必着(郵送に限ります。)

c) 書類選考及び採用決定等について

技術申請書様式にて申請していただいた後、書類選考及び技術実証委員会等での意見を踏まえ、総合的に判断した上で、対象となる技術を選定します。なお、対象技術の選定は、実証試験要領に示されている形式的要件、実証可能性及び環境保全効果等の観点に照らして行います。

また、選考結果につきましては申請者に個別に通知するとともに、採用技術については公表することとしておりますが、選定経過については非公開とさせていただきます、問い合わせにも応じられません。

3. スケジュールについて(予定)

	7月	8月～10月	11月～1月	2月～3月
対象技術の公募・選定	——	——		
実証試験計画の策定		——		
実証試験の実施		——	——	
実証試験結果報告書の作成			——	——

※実証試験結果の如何にかかわらず、実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、環境省のホームページにて公表する予定です。

4. その他

- 特許に関する調整事項がある場合は事前に調整を済ませておいてください。
- 本件につきましては可能な限り情報を公開していくこととしておりますが、公開できない情報につきましては別途相談させていただきます。
- 環境技術実証モデル事業全般については環境省のホームページ(<http://etv-j.eic.or.jp/index.html>)及び「平成18年度環境技術実証モデル事業実施要領(第4版)」(平成18年4月)をご参照ください。

5. 問い合わせ先及び申請書提出先

環境省 水・大気環境局 水環境課 排水基準係 小谷・岡村
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5521-8313
FAX:03-3593-1438

添付資料

- [別添1:技術実証に係る申請及び実施に関する要領 \[PDF 16KB\]](#)
- [別添2:技術実証申請書 \[WORD 245KB\]](#)
- [参考資料1:「非金属元素排水処理技術分野\(ほう素等排水処理技術\)実証試験要領\(第2版\)」 \[PDF 189KB\]](#)
- [参考資料2:平成18年度環境技術実証モデル事業実施要領\(第4版\) \[PDF 96KB\]](#)

連絡先

環境省水・大気環境局水環境課
課長:紀村 英俊(6610)
補佐:村山 雅昭(6615)
担当:小谷 優佳(6629)
岡村 貴晶(6634)

環境技術実証モデル事業 技術実証に係る申請及び実施に関する要領
(非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術))

申請・総則

(本要領)

第1条 本要領は、先進的環境技術の環境保全効果を第三者が客観的に実証することによって、環境技術の普及を促進し、もって環境保全と環境産業の発展を促進することを目的として、環境省が推進する「環境技術実証モデル事業(以下「事業」という。)」における非金属元素排水処理技術(ほう素等排水処理技術)の実証(以下「技術実証」という。)について、「非金属元素排水処理技術(ほう素等排水処理技術)実証試験要領(第2版)」(平成18年3月6日)(以下「実証試験要領」という。)に基づいて環境省(以下「実証機関」という。)が実施する運用方法を定めるものである。

(技術実証の申請)

第2条 非金属元素排水処理技術分野(ほう素等排水処理技術)の技術実証を希望するものは、本要領及び実証試験要領を承認のうえ、別添2の「技術実証申請書」に必要事項を記載のうえで、実証機関に対し、実証技術の申請を行う(以下、技術実証の申請をした環境技術を有する者を「実証申請者」という。)

(申請技術の採用)

第3条 実証機関は、実証申請者に対して、申請技術の採用の可否を判断するために必要な資料を提出、説明の実施等を求めることができる。

2 実証機関は、第2条の申請技術を採用すると決定した場合、実証申請者に対して、申請技術の採用通知を行う。

3 申請技術の採用可否の判断は、実証機関の専権に属する。実証機関は、申請を受理しない者に対して、不受理の理由を開示しない。

(実証試験計画の作成)

第4条 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験計画を策定する。

2 前条第2項で申請技術の採用通知を受けた者(以下「環境技術開発者」という。)は、実証機関による実証試験計画の策定に協力しなければならない。

3 実証機関は、環境技術開発者に対して実証試験計画案を書面で通知し、環境技術開発者からその内容について承認を得ることによって、当該実証試験計画案を「実証試験計画」として確定させる。

4 実証機関は、環境技術開発者の承認を得られないために、実証試験計画が確定で

きないときは、技術実証を行わない。

実証試験の実施

(実証試験の実施)

第5条 実証機関は、実証試験要領及び実証試験計画に定めるところに従って、技術実証のために必要な実証試験（以下「実証試験」という。）を実施する。

(実証試験の委託)

第6条 実証機関は、実証試験に係る業務の全部または一部を第三者に委託することができる。この場合、実証機関は、実証試験要領に基づく技術実証の品質を保持できる機関を選定する。

必要装置等

(必要装置等)

第7条 環境技術開発は、実証試験に関し、実証機関の要請に応じて、以下の次号に定める協力的行為を行わなければならない。

- (1) 実証試験に必要な装置及び付属機器等（以下「必要装置等」）の提供または貸与並びに必要な装置等の操作、運転に必要なマニュアルの提供
- (2) 必要装置等の操作、運転に必要な作業要員（必要装置等の運転に関わる資格及び訓練を受けている者に限る）の派遣及び材料、燃料その他の物品の提供
- (3) 実証試験実施場所の提供
- (4) 実証試験に対する補佐、助言その他実証試験の円滑な実施に必要な一切の協力的行為

2 実証機関は、環境技術開発者が前項各号の協力的行為を行わないときは、技術実証を中止することができる。

(貸与物滅失の免責)

第8条 実証機関は、必要装置等その他の環境技術開発者から貸与された物品（以下「貸与物」という。）を滅失または毀損したときでも、それが故意によるものでない限り、環境技術開発者への賠償を免責される。

(実証試験計画の変更)

第9条 実証機関は、実証試験計画の主要な箇所について変更の必要が生じたときは、その旨を環境技術開発者に書面で通知する。ただし、実証試験に支障を及ぼさない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 環境技術開発者は、前項の通知を受領したときは、その変更を承認するか否かに

ついて実証機関に書面で通知するものとする。承認しない通知については、不承認とする合理的理由を記載しなければならない。

- 3 環境技術開発者が第1項の通知を受領した日から10日以内に、合理的理由が記載された不承認の通知が実証機関に到達しない場合、環境技術開発者が第1項の変更を承諾したものとみなす。

報告書

(報告書)

第10条 実証機関は、実証試験要領に基づき、実証試験の結果に関する実証試験報告書（以下「報告書」という。）を電子ファイル又は印刷物の形態で作成し、環境技術開発者に通知、送付する。

- 2 報告書における技術実証の結果は、環境技術の性能を保証するものではなく、一定の条件下における環境技術の環境保全効果のデータを提供するものであり、実証機関は、環境技術開発者の環境技術の性能に関するあらゆる責任を免除される。また、環境技術開発者は、実証機関が環境技術の性能を保証するものであるなどの誤解を与えるような宣伝、公表その他一切の行為をしてはならない。
- 3 環境技術開発者は、報告書の内容に関して疑義があるときは、実証機関に対し、実証試験の具体的諸条件などの説明を求めることができる。
- 4 報告書の著作権は、実証機関に帰属するものとする。

(報告書の公開)

第11条 報告書は、環境省に提出され、環境省を通じて一般に公開される。公開の方法、期間その他の公開に関する一切の事項は環境省が決定する。

- 2 環境技術開発者は、いかなる場合においても報告書の公開を拒否することはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、環境技術に技術上又は営業上の秘密が含まれる場合において、環境技術開発者が実証試験計画の確定時までその旨申し出、実証機関から承認を受けたときは、その承認を受けた範囲に限り公開されないものとする。

(技術実証の中止)

第12条 実証機関は、実証機関の責めに帰すべからざる事由により実証試験の実施が不可能又は著しく困難となったときは、技術実証の一部または全部を中止することができる。

一般条項

(協力事項)

第13条 環境技術開発者は、事業の円滑な実施のため、次の次号に掲げる事項について自らの負担において協力するものとする。

- (1) 環境省が主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
- (2) 実証試験に係る日本国政府の予算に係る資料の作成及びヒアリングへの対応
- (3) 技術実証後における環境技術の普及状況の報告

(守秘義務)

第14条 実証機関は、実証試験を通じて知り得た環境技術開発者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。

(損害賠償)

第15条 実証試験に関連して実証機関に損害が発生した場合、環境技術開発者は、実証機関に発生した損害を賠償するものとする。ただし、実証試験計画の策定、貸与物の貸与、必要装置等の運転その他の環境技術開発者の行為について故意または過失がないことが証明された場合についてはこの限りではない。

(定めのない事項等の取扱)

第16条 本要領に定める事項について生じた疑義または本要領において定めのない事項については、環境技術開発者と実証機関が協議して決定、解決するものとする。

(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月7日から施行する。

別添 2 : 技術実証申請書

申請者は以下の申請書を提出すること。対象溶剤や規模別にシリーズがある場合は、実証を依頼する機器について記載すること。特に*のついた欄は実証対象技術の選定において重要な情報であるため、必ず記入すること。

【申請者】

企業名		印
住 所	〒	
担当者所属・氏名		
連絡先	TEL :	FAX :
	e-mail :	
処理物質	ほう素 ・ ふっ素 ・ 両方	
技術・製品の名称		

1. 技術の概要

機器構成と処理フロー図
原理
特長・セールスポイント

2. 自社による試験結果

測定責任者*	印
測定年月日*	平成 年 月 日

水質・水量関連*

水量、流入水質（ほう素又はふっ素濃度等）、処理水質（ほう素又はふっ素濃度等）についての測定結果を提示すること。また、事前に設定した処理水の目標水質があれば、それも提示すること。特に実証試験実施場所での実績が望ましい。詳細な試験結果が提出可能であれば、本欄には「別紙で提出」と記載し、別紙で提出すること。

環境影響及び使用資源関連*

項目	単位	測定値等
発生汚泥量	kg/日	
廃棄物発生量	kg/日	
悪臭・騒音の発生可能性		
電力等消費量	kWh/日	
()	kg/日	
排水処理薬品使用量* ()	kg/日	
括弧内は薬品名 ()	kg/日	
()	kg/日	
その他消耗品使用量 ()	kg/日	
括弧内は消耗品名 ()	kg/日	

運転及び維持管理関連*

管理項目 「排水処理薬品の補充」 「汚泥・廃棄物処理」 「定期点検」等を記入	一回あたりの 管理時間	管理頻度 月・週・日のいずれかに○ 括弧内に回数を記入
	()分	(月・週・日)に ()回
	()分	(月・週・日)に ()回
	()分	(月・週・日)に ()回
	()分	(月・週・日)に ()回

3. 製品データ（実証試験実施場所に設置される機器について記載すること）

項目		記入欄			
実証対象機器名*					
型番					
製造企業名*					
連絡先*	TEL	()	-		
	Web アドレス	http://			
	E-mail		@		
	FAX	()	-		
サイズ*	W (mm)				
	D (mm)				
	H (mm)				
重量 (kg) *					
前処理の必要性（流入水条件を維持するために必要な処理の主要例）および後処理の必要性（ほう素又はふっ素処理によって新たに必要とされる処理*）		なし ・ あり 〔具体的に〕			
付帯設備*		なし ・ あり 〔具体的に〕			
実証対象機器寿命*					
コスト概算 イニシャルコスト費目例： 土木費、建設費、設備費用等 ランニングコスト費目例： 排水処理薬品、消耗品、汚泥・廃棄物処理費、電力使用料等	費目		単価	数量	計
	イニシャルコスト				
	ランニングコスト(月間)				
	円／処理水量 1m ³				
概算の前提	処理流量	(m ³ /日)			
	ほう素又はふっ素濃度	(mg/L)			

4. 開発状況・納入実績*

もっとも近い番号に○をつけてください。

(ア) 試作機は作成可能だが、製品化にはいたっていない。

(イ) 既に製品化しており、製品として出荷できる。

(ウ) 納入実績がある。

（具体的に

5. 技術の先進性について

技術の先進性、特許・実用新案等の申請・取得状況、論文発表、受賞歴等を記入してください。

6. 実証試験実施場所*

(実証試験実施場所における想定処理流量およびほう素又はふっ素濃度(もしくは汚濁負荷量))

7. その他 (特記すべき事項)

【本申請書に添付する書類】

- 技術・製品の技術仕様書
- 自社試験結果
- 実証試験実施場所所有者による、実証試験の許可文書
- 運転及び維持管理マニュアル

運転及び維持管理マニュアルとは、実証対象機器の運転及び維持管理方法を掲載した文書のことであり、以下の情報等を含むものとする：

- 実証対象機器の設置方法
- 運転方法（標準的な運転パターン、所要処理時間等の情報を含む）
- 維持管理方法
- トラブルシューティング